障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年２月１３日

赤穂市長　牟　禮　正　稔

赤穂市規則第３号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成２４年赤穂市規則第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条の見出し中「申請等」を「通知等」に改め、同条第１項を次のように改める。

市長は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第３４条の５９第１項又は児童福祉法施行規則第２５条の２６の６第１項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）の指定の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

第３条を次のように改める。

（指定の更新の通知等）

第３条　前条の規定は、指定特定相談支援事業者等の指定の更新の申請等について準用する。この場合において、同条第１項中「第３４条の５９第１項」とあるのは「第３４条の５９第３項」と、「第２５条の２６の６第１項」とあるのは「第２５条の２６の６第３項」と、「指定の可否」とあるのは「指定の更新の可否」と、同条第２項中「指定を受けた」とあるのは「指定の更新を受けた」と、「当該指定」とあるのは「当該指定の更新」と読み替えるものとする。

第６条を第７条とし、第５条を第６条とする。

第４条第１号中「指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者」を「指定特定相談支援事業者等」に改め、同条を第５条とする。

第３条の次に次の１条を加える。

（廃止の届出等）

第４条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第３４条の６０第２項及び第３項並びに児童福祉法施行規則第２５条の２６の７第２項及び第３項の規定によ

る届出は、別記様式により行うものとする。
様式第１号及び様式第２号を削り、様式第３号を別記様式とする。

付　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。